

北方町政策審議会 グループ協議 会議要旨

グループ名	グループ2	出席委員数	5名
日 時	平成21年10月4日(日) 10時00分～12時30分		
場 所	北方町役場 3階第2会議室		
【協議事項】(テーマ等)			
①休耕田(市街化農地)の活用について。			
②町としての公園の位置づけ及び管理方法について。			
次回開催日について			
・11月1日(日) 午前9時から			
ー主要意見ー			
①休耕田(市街化農地)の活用について			
◎休耕田を利用して町の特産品を生産できないか。			
課題・耕作に伴う費用等を精査し、採算がとれる事業か検討が必要。			
・休耕田を借りることは可能か。			
→農家は土地に愛着があり、貸すことに抵抗がある人が多い。			
→納税猶予を受けた土地は20年間貸すことができない。			
→休耕田所有者と耕作希望者の間に町が関与するのは難しく、個々の契約になる。			
↓			
・特産品としての販売は、1億円規模の事業でないと商売としては成り立たない。市街化農地は農業の為に整備した土地ではない為、点在しており管理が難しい。よって営利目的の耕作は難しく、趣味程度に留めるのがよい。			
※食糧自給率を上げることも鑑み、休耕田にトウモロコシを耕作し養豚業者に販売(例、本巢市文殊で養豚業を営む業者)			
→食料自給率等の問題は国策であり一市町だけの行動では難しい。			
→遊休地を利用した飼料の耕作は、コストの問題で国内では生産していない。			
※ゴミ削減のため残飯の利用			
・養豚業者に飼料として販売。			
・耕作地の肥料に活用。			
→ビニールなどの異物が入ることを農家は嫌う。			
→選別、輸送等のコストがかかり採算が合わない。			
※土地所有者と貸り手を結ぶ「情報交換ボード」を役場などに設置し、行政が旗振りをしては。			
→農協や農業委員会が仲介するのが本来であると思われるが、消極的である。			

※休耕田で収穫した野菜等を「街角直売所」（１～２坪程）で販売。

- ・ お年寄りにも利用しやすい場所を選定（農協、役場、バスターミナル等）
- ・ 生産者にトレイを年間契約で安価に貸す
- ・ 家庭菜園で食べきれず余った物を販売
- ・ 町役場：・ 場所と風雨よけの建物等提供
- ・ 農 協：・ 耕起用管理機を無料貸出
（資材等を農協で購入することで農協にもメリット）
 - ・ 栽培講習の実施
- ・ 安全、安心な農産物の提供
- ・ 地産地消につながる
- ・ 生産者と消費者の間にふれあい出来る
- ・ 農業支援者がお年寄りの耕作者を手助け
- ・ 土地所有者と耕作者との問題が発生すると考えられるが、その点は行政が指導を取って頂きたい。

◎北方町の農産物を学校給食に使えないか。

（岐阜市では一部農産物を契約農家から供給）

→北方町では柿を給食に出している。

②町としての公園の位置づけ及び管理方法について。

◎糸貫川河川公園サイドの藤棚が手つかずで荒れ果てており、樹木の管理が行き届いていない。公園らしく管理して欲しい。

↓

- ・ 公園は町の景観問題であり、公園整備は年次計画を立てて勧めているが、糸貫川河川公園は人に目立つ場所なので再度見直したい。

◎糸貫川河川公園左岸には車止めはしてあるが、ベンチなど休むところがない。

◎環境意識向上のため「県民による河川調査実施中」（岐阜県環境生活部）学生等の教材に活用して欲しい。

◎俵町の児童遊園の遊具の設置方法が危険ではないか。設置の話は聞いていたが向きが変わることは聞いていなかったなので教えて頂きたかった。

次回協議事項

- ① １００年河川公園や休耕田などの現地視察
- ② 今までの審議の総括。